

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

## ◆まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援

※下表左側の太枠は、都市環境改善支援事業からの拡充に係る部分

### 法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ・都市再生整備計画の提案素案
- ・都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
- ・これらに関連するコーディネート

【直接補助】都市再生整備推進法人  
土地所有者等  
補助率：1/2以内※

※地方公共団体負担は必須要件ではない（任意）  
※重点密集市街地は定額

### 任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会  
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等  
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

## ◆社会実験・実証事業等支援

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

【直接補助】都市再生整備推進法人  
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント
- ・街並みの魅力向上のための広告物の集約化、デザイン統一
- ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイクル事業 等

【直接補助】中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会  
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等  
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

自立的な事業展開

# 民間まちづくり活動促進事業の補助対象地区

①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区に対して補助します。

## ①国策性の高い次の地区

- ・都市再生緊急整備地域
- ・認定中心市街地活性化基本計画区域及び予定区域
- ・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・観光圏整備計画に定める滞在促進地区内で認定観光圏整備実施計画に係る区域
- ・環境モデル都市（候補都市も含む。）の区域
- ・都市交通関連区域（都市・地域総合交通戦略の区域であり、かつ、軌道運送高度化実施計画若しくは道路運送高度化実施計画が定められた地域公共交通総合連携計画の区域）
- ・重点密集市街地の区域
- ・都市再開発法第2条の3に基づく都市再開発方針が定められた区域
- ・景観計画の区域又は景観地区
- ・地区計画の区域又は予定区域

## ②地域課題等に対応する必要のある次の地区

- ・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域  
（例：地区計画等により良好な都市環境が保たれている既成市街地）
- ・公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの  
（例：市街地開発事業、土地区画整理事業等の区域）
- ・地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域  
（例：空き地・空き店舗が目立ち始めた中心市街地）

# 民間まちづくり活動促進事業の活用について

民間まちづくり活動促進事業は、以下のような多様なまちづくり活動に活用できます。

## 民間の担い手による多様なまちづくり活動の例

○空き地・空き店舗等の活用促進

- ・空き店舗活用（テナント誘致等）



・公的空間の利活用



○地区のビジョン策定  
○街並みの規制・誘導等

- ・景観形成ルール、ガイドライン策定
- ・建築・景観協定案作成、運用



○まちづくりに関する協定策定

- ・都市利便増進協定の策定
- ・歩行者経路協定の策定



○協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場等の整備 等



地域全体の計画コーディネート

協定策定・協定に基づく施設の整備・活用

地域の活性化・景観向上

サービス提供・コミュニティ形成

共有物・公物の管理

地域の情報発信

○地域の利便性の向上・生活支援サービス提供

- ・コミュニティバスの運営



○地域の快適性の維持・向上

・高質空間の形成（ストリートファニチャー、モニュメント、緑化施設等を設置）と管理



・屋外広告物の管理

・地域の美化緑化活動の推進  
・迷惑駐車、迷惑駐輪の防止活動

○共有物等の維持管理

・公開空地等の共用空間の一体的な管理  
・集会所等の共有施設の維持管理



・ビル等の資産管理  
・広場、駐車場等の共有地の維持管理

○公物の維持管理

・公園や河川敷等の管理  
・道路や緑地の管理



・コミュニティセンター等の公共公益施設の維持管理

○地域のPR・広報

・オープンカフェ  
・地域イベントの開催



・ホームページや広報誌等による情報発信  
・地域のプロモートイベント（イルミネーション等）の開催  
・地域に関するシンポジウムの開催

# 具体的な活用イメージ(オープンカフェによる地域の賑わい創出)

公共空間において占有許可を受け、試行的にオープンカフェを実施し、事業の継続性や公共空間の占有による影響、賑わい創出効果などを検証する取組に対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。

【民間まちづくり活動促進事業の活用による取組イメージ】

## 1. 企画・計画

- ・ 通常の利用状況の把握
- ・ 課題と目標の設定
- ・ カフェの設備、空間の設計
- ・ 実施時期、運営形態の検討
- ・ 施設管理者等との調整
- ・ 収支計画
- ・ 広報計画

まちづくり計画の策定支援、  
コーディネート支援（任意  
のまちづくり計画等）を活用

## 2. オープンカフェの 設置・実施



社会実験・実証事業等支援を活用

## 3. 実験の効果分析

- ・ 来街者の変化
- ・ 収支分析（費用対効果）
- ・ 周辺住民の理解度、満足度
- ・ 公共空間の本来機能が阻害されていなかったか検証 など

自立的な事業展開

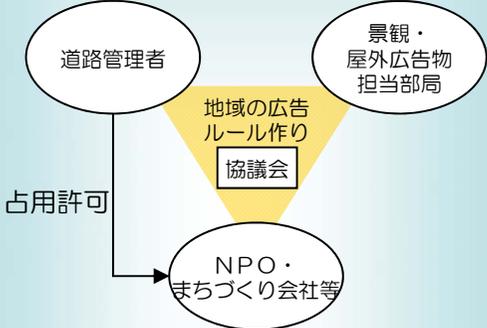
# 具体的な活用イメージ(屋外広告物マネジメント)

デザインガイドラインの策定、屋外広告物の高質化（例：集約設置、素材を工夫した整備、周囲の景観と整合した整備、意匠・形態の事前審査・助言等）を試行的に実施し、事業の継続性や街並み改善効果などを検証する取組みに対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。

【民間まちづくり活動促進事業の活用による取組イメージ】

## 1. デザインガイドラインの策定

- ・屋外広告物マネジメント協議会の設置



- ・屋外広告物デザインガイドラインの策定



まちづくり計画の策定支援、コーディネート支援（任意のまちづくり計画等）を活用

## 2. 屋外広告物の高質化

- ・広告物掲出用施設の設置



- ・屋外広告物の集約・高質化



社会実験・実証事業等支援を活用

- ・屋外広告物の意匠・形態の事前審査  
新たに設置される屋外広告物に対し、デザインガイドラインとの整合性等について専門家等による審査・助言
- ・屋外広告物の掲載



広告収入を地域における公共的な取組みに充当（道路の清掃・美化活動、イベント開催等）

## 3. 実験の効果分析

- ・収支分析（費用対効果）
- ・街並み改善に関する来街者の意識調査
- ・各プロセスにおける課題 など

自立的な事業展開

# 具体的な活用イメージ(協定による都市利便増進施設等の整備・活用)

都市再生整備推進法人による都市施設等の主体的な整備・管理等について、協定（都市利便増進協定等）に基づく実証的な取組に対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。

【民間まちづくり活動促進事業の活用による取組イメージ】

## 1. 協定の策定・締結等

- ・ 講習会など協定締結のための合意形成に係る意識啓発活動
- ・ 協定予定エリアの現状、周辺環境の調査
- ・ 協定内容の関係者間調整
- ・ 協定施設の整備・管理計画、利活用計画の作成 等

## 2. 協定に基づく施設整備・活用



- ・ 広場整備、通路舗装の高質化、街灯や街路樹整備、駐輪場整備等
- ・ 公共空間の清掃、植栽
- ・ ベンチ等施設の点検
- ・ 広場等を活用したイベントの実施
- ・ レンタサイクル事業やオープンカフェ事業等の実施 等

## 3. 実証事業の効果検証

- ・ 来街者の変化
- ・ 収支分析（費用対効果）
- ・ 周辺住民の理解度、満足度 など

協定に基づく継続的なまちの管理

まちづくり計画の策定支援、コーディネート支援（法定のまちづくり計画等）を活用

社会実験・実証事業等支援を活用

# 今後のスケジュール及び配分の手続き

## ◆配分の手続き

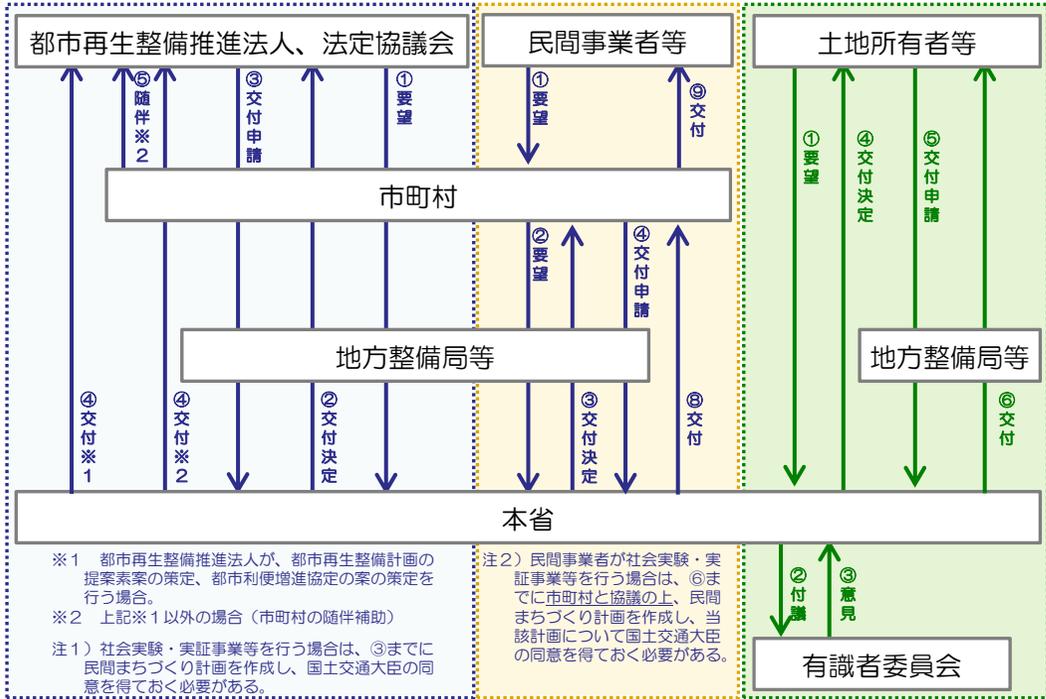
次のA又はBに応じ、それぞれ下図の青の手順又は緑の手順による手続きの流れとなります。

**A：都市再生整備推進法人、法定協議会※、民間事業者等が、次の①又は②を行う場合。【→下図 青の手順】**

- ・まちづくり計画・協定の策定（下記Bに係るものを除く）、コーディネート・社会実験・実証事業等
- ※中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会

**B：土地所有者等（都市再生整備推進法人を含まない）が、次の①から③までのいずれかを行う場合。【→下図 緑の手順】**

- ①都市再生整備計画の提案素案の策定
- ②都市利便増進協定、歩行者経路協定の案の策定
- ③これらと併せて行う都市計画の提案素案等の策定



※1 都市再生整備推進法人が、都市再生整備計画の提案素案の策定、都市利便増進協定の案の策定を行う場合。  
 ※2 上記※1以外の場合（市町村の随伴補助）  
 注1）社会実験・実証事業等を行う場合は、③までに民間まちづくり計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ておく必要がある。

注2）民間事業者が社会実験・実証事業等を行う場合は、⑥までに市町村と協議の上、民間まちづくり計画を作成し、当該計画について国土交通大臣の同意を得ておく必要がある。

## ◆今後のスケジュール（平成24年1月19日時点）

※下線は申請者の手続きに係るもの

### 左記A（青）に係るスケジュール

- i) 募集（地方公共団体経由）・要望 【1月末～2月末】  
（必要に応じ地方整備局においてヒアリング等実施）
- ii) 要望内容の確認、審査 【2月末～3月末】
- iii) 内示通知 【3月末】
- iv) 交付申請・交付決定 【4月以降随時】
- v) 状況報告（国の指示により適宜）
- vi) 実績報告

### 左記B（緑）に係るスケジュール

- i) 募集（ホームページ）・申請 【2月～3月末】
- ii) 要望内容の確認、審査 【3月末～4月中旬】
- iii) 有識者委員会 【4月中旬】
- iv) 採択案件公表、内示通知 【4月下旬】
- v) 交付申請・交付決定 【5月以降随時】
- vi) 状況報告（国の指示により適宜）
- vii) 実績報告

# 民間まちづくり活動促進事業のお問い合わせ先

## ○問い合わせ先窓口

北海道開発局事業振興部	TEL.011-709-2311
東北地方整備局建政部	TEL.022-225-2171
関東地方整備局建政部	TEL.048-601-3151
北陸地方整備局建政部	TEL.025-280-8880
中部地方整備局建政部	TEL.052-953-8119
近畿地方整備局建政部	TEL.06-6942-1141
中国地方整備局建政部	TEL.082-221-9231
四国地方整備局建政部	TEL.087-851-8061
九州地方整備局建政部	TEL.092-471-6331
沖縄総合事務局開発建設部	TEL.098-866-0031

## ○制度問い合わせ窓口

国土交通省 都市局	TEL.03-5253-8111
まちづくり推進課	官民連携推進室
都市計画課	
市街地整備課	
公園緑地・景観課	景観・歴史文化環境整備室